

# 公益財団法人常盤同郷会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人常盤同郷会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、わが国文化の向上、国力の進展に寄与するため、青少年の奨学育英事業を行い、社会有為の人材を育成することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

#### (1) 秋山好古・眞之兄弟の人物博物館事業

本部地における秋山兄弟生誕地において、青少年及び一般入場者に対する秋山好古、秋山眞之兄弟の人物とその生涯についての説明と資料の展示

#### (2) 体育の補導

本部地において、青少年を対象とした柔道、合気道等の体育の補導

#### (3) 常盤同郷会賞の授与

松山市と周辺の高専から、学業操行優秀者のうち特に社会奉仕の実践活動において優れた生徒を1名乃至2名の推薦を受け、当該生徒に常盤同郷会賞を卒業時に授与

#### (4) 学生寮の経営

東京都内に学生寮を設置し、主として愛媛県出身の学生が、関東地区の大学等に進学する際の経済的利便性を与え、かつ寮生活を通じた人格形成の場を提供

#### (5) 学資の給与

資性俊秀にして身体健全であるが、経済的理由により修学困難な高校生以上の学生に対する学資の給与又は貸与

#### (6) その他、この法人の公益目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な別表第1の財産及び別表第2の財産は、

この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行なうために不可欠な特定財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項

第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第170条から第195条の規定に従い、評議員会において行なう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会開催の際、評議員会において別に定める旅費等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選任する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行なわなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員を構成)

第22条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

( 監事の職務及び権限 )

第 2 4 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

( 役員任期 )

第 2 5 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 2 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務がある。

( 役員解任 )

第 2 6 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。

( 1 ) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

( 2 ) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

( 報酬等 )

第 2 7 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、理事会開催の際、評議員会において別に定める旅費等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

## 第 7 章 理事会

( 構成 )

第 2 8 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権限 )

第 2 9 条 理事会は、次の職務を行なう。

( 1 ) この法人の業務執行の決定

( 2 ) 理事の職務の執行の監督

( 3 ) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

( 招集 )

第 3 0 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にもかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(精算時の残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

## 第10章 任意の機関

(顧問)

第38条 この法人に、任意の機関として、5名以下の顧問を置く。

2 顧問は、次の職務を行なう。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無報酬とする。

(委員会)

第39条 この法人に、代表理事が特別な問題について調査・研究の必要があると認めた場合は、当該問題に関する委員会を設置し、諮問することができる。

2 前項の委員会は、代表理事の指名する理事及び事務局をもって構成し、委員会での調査・研究の結果を代表理事に報告するものとする。

(会員)

第40条 この法人に以下の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して、入会し会費を納めた個人又は団体

(2) 特別会員 この法人の事業に賛同して、特別に資産等の支援をする個人又は団体

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して、支援をする個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団・一般財団法人上の正会員とする。

3 会員に関する定めは、理事会において承認された別に定める規則に基づくものとする。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の登記を行なったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、平松 昇とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

重松彰一

村田建一

山本功

村田裕司

岸 新

竹田祥一

田坂信一

別表第1 公益目的基本財産（公益目的事業を行なうために不可欠な特定の財産以外のもの）

(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
土地	<p>1 本部地(秋山兄弟生誕地) 松山市歩行町二丁目3番地6 宅地 829.74 m<sup>2</sup></p> <p>2 常盤学舎(学生寮) 東京都東久留米市中央町一丁目18番17号 (地番:同所1,100番15号) 宅地 946.88 m<sup>2</sup></p>
建物	<p>1 秋山兄弟生誕地内施設 松山市歩行町二丁目3-6 武道場 183.13 m<sup>2</sup> 管理棟 67.91 m<sup>2</sup> 生家 95.65 m<sup>2</sup> 発券所 2.5 m<sup>2</sup> 棟屋 7.29 m<sup>2</sup> 合計 356.48 m<sup>2</sup> 完成 平成17年1月18日</p> <p>2 常盤学舎 東京都東久留米市中央町一丁目18-17 家屋番号1100番15 寄宿舍 鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建 新築 昭和45年6月28日 延べ床面積 1,033.84 m<sup>2</sup></p>
構築物	<p>1 秋山好古騎馬銅像 2 秋山眞之胸像 所在地 松山市歩行町二丁目 3-6財団本部地内 完成 平成17年1月18日</p>
定期預金	久松定謨が寄附した金50,000円

別表第2 公益目的事業を行なうために不可欠な特定の財産  
(定款第5条関係)

財産種別	場所・物量等
書簡	秋山久敬書簡 3通
	秋山好古写真 3点
	秋山眞之写真 1点
掛け軸	秋山好古書 2軸
	東郷元帥書 1軸
武具	鎧 1体
	槍 2本
	刀 1本
所在地	秋山兄弟生誕地内
用途	人物博物館事業

以上